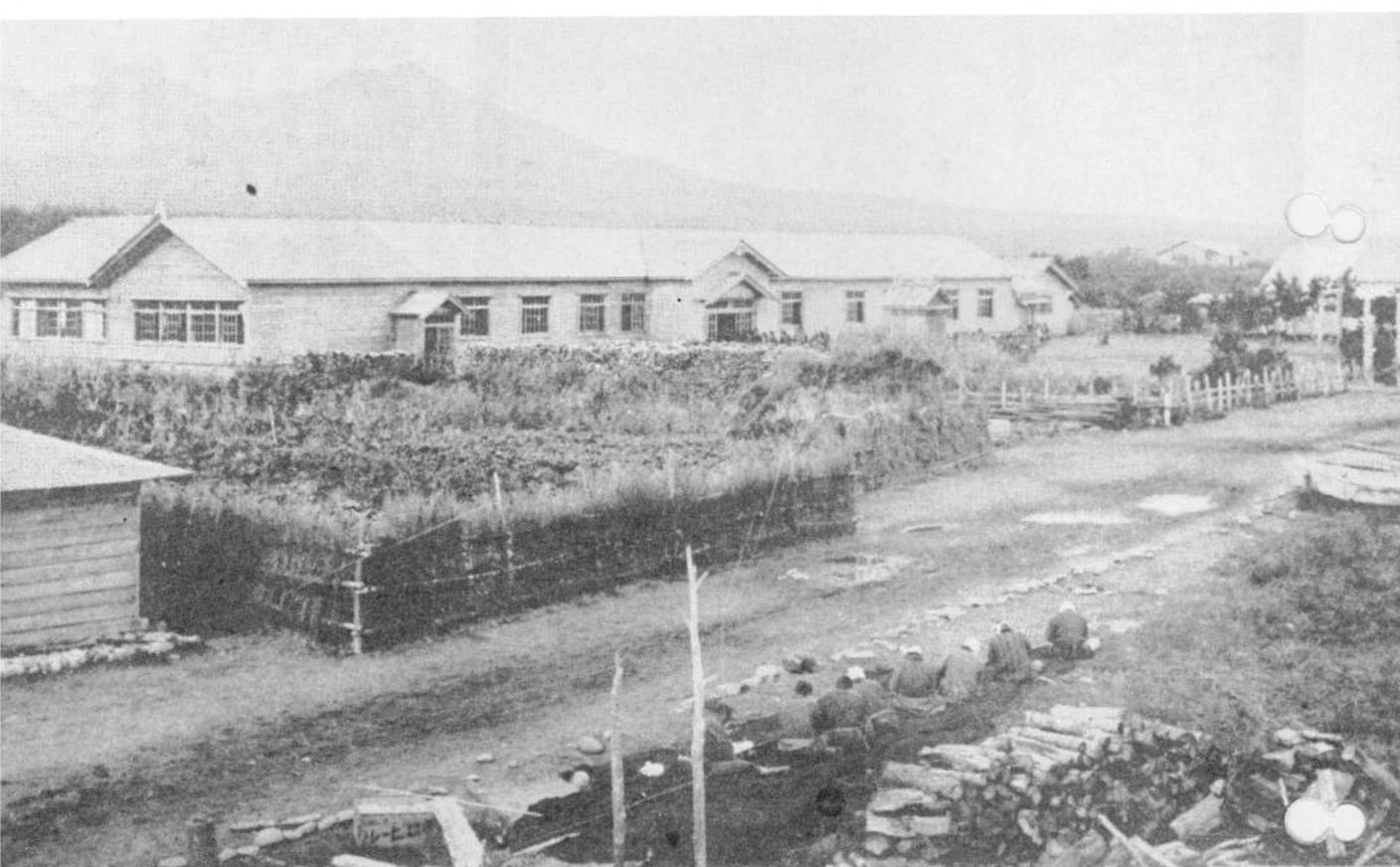


'90

No.233号

2月号



撮影者

開道50年記念 茅部郡鹿部町常等小学校全貌

(相沢良恂文書、資料協力 相沢正士)

この小学校の写真は開道50年記念（大正7年）として作成された8枚組絵葉書写真の1枚です。

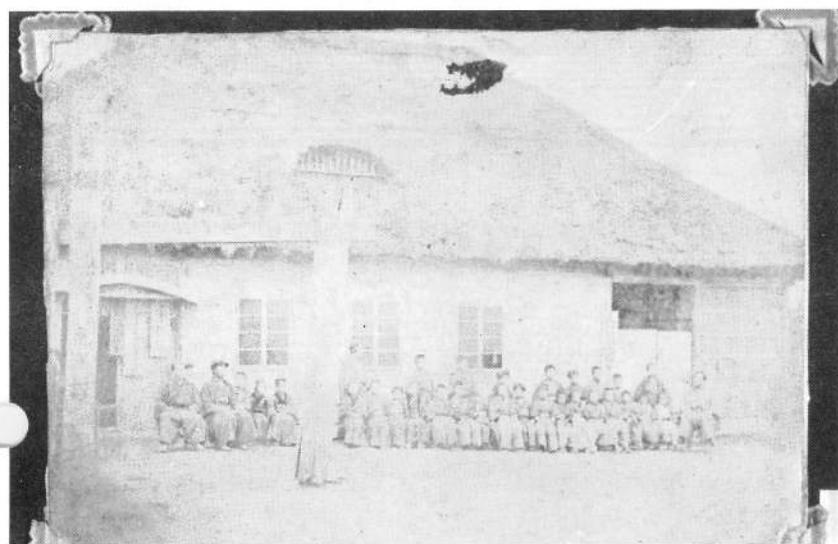
写真には児童が運動場から正面玄関に入る様子や、野菜畑、手前は網の補修作業をしている漁師の様子がうかがえます。

#### 《校舎のうつりかわり》

明治14年戸長役場の一部を改造して26坪の小学校が初めて開かれました。明治20年に独立校舎、明治34年に3回目の校舎が新築（写真）。昭和2年には屋内運動場もでき、昭和5年は災害復旧として4回目の校舎が建てられました。昭和30年、現在の宮浜314番地に移転され今までの木造からブロック校舎となり昭和60年、現在の校舎が新築されるまで6回の立て替えがされてきました。

編集室だより

## 『鹿部学校』開設の写真見つかる



鹿部小学校に明治の開校当時の古い写真が保存されていました。  
(道新元.11.27)

草葺屋根の大きな建物の左  
はしの門柱に「鹿部村戸長  
役場」、右の入口に「鹿部学  
校」の看板が読みとれます。  
鹿部学校の開校は明治十四

年で、校名が小学校と改称さ  
れたのは明治十六年四月から  
です。ですからこの写真は、  
明治十五年頃の写真だとい  
うことになります。

道府の赤れんが(文書館)  
にある学校設立同留という綴  
に、明治十四年四月二十五日  
鹿部の村民六四名から寄附金  
一七二円五〇銭を集め、公  
立学校設立同留を開拓使に差出  
した文書が保存されています  
た。

学事世話係 久越吉五郎  
総 同 代 高野 長吉  
戸 長 佐藤長三郎  
同 種崎 平治  
開拓大書記官時任為基殿  
高橋松之助

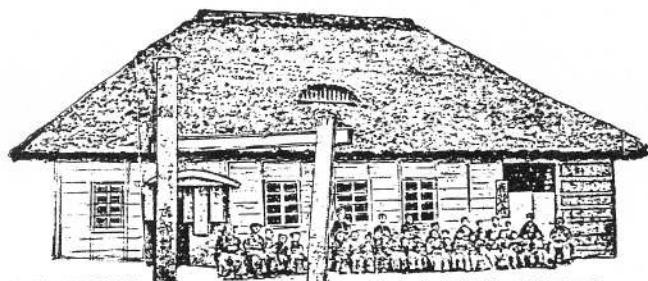
「同之通」聽届られたのは、  
翌五月五日(認可)です。

この文書によれば、学校は、  
戸長役場(もとの会所)を模  
様替(改造)して教場(教室  
十二坪)にする絵図面が添え  
られています。

開校式は年の暮れの十二月  
十七日に挙行されました。  
開校式の様子は詳しく当時  
の函館新聞に掲載されました。  
「教場の都合もよく(中略)  
なかなか村落に稀な(立派な)

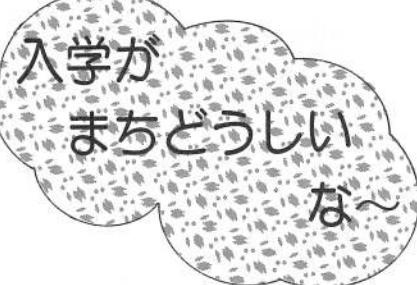
大人 戸長と学事世話係  
は参列して祝辞を述べました。  
写真に並んでいる生徒は、  
左から女子六名・男子(袴を  
はいている)二二名が写って  
います。

◎町民の皆さまへのお願い◎  
明治・大正期の卒業証書を  
お持ちの方は、ぜひ町史編集  
室までご連絡ご協力ください。  
このほか、古い文書や写真  
など保存されている方の情報  
協力もお願いいたします。



## 平成2年度新入学児童

男子 55名  
女子 32名  
計 87名



吉柳 盛水 松福 原根 天武 佐佐木 熊工 木葛 太岩 阿		児童名	保護者
澤田 口川 島田 本満 内藤 藤木 川藤 村西 田島 部	亮真 博 ま彰 康 匠 沙友 亮香 良春 章真 由	公和 真光 希	
太吾 之い 人弘 子介 順織 介美 多太 幸吾 將	大望		
英克 勝哲 彰勇 明一 俊男 進麻 恵昭 行	英浩 幸清 仁司 司司	敏隆 行	
樹行 也夫			

以上20名



平成2年4月に小学校に入  
学する児童名簿です。  
この名簿は昨年十月に調査  
したものですので、名簿に漏  
れている方は、教育委員会・  
学校教育課までご連絡下さい。  
☎ 七一三一二四

鹿部地区		児童名	保護者
盛田	盛逢	瓜田	児童名
頼英	憲朝里	坂弘	晴
以上4名			

宮浜地区		児童名	保護者
扇田	内伊伊	安藤	阿祐也
悟清	恭健	開綾寿	仁浩也
史乃	太吾人	乃浩志	直順昌
仁元	享樹	一二俊	勝晴

渡山	松松	松松	東浜	二田	高高	高清佐	佐々木	齊小木	木木	川川	川川	川川	加奥	奥
部田	日本	本川	川川	出村	柳中	谷本	野藤木	藤鳴村	村村	村原	口口	口口	藤山	
愛一	多史	竜	龍	枝美	玲	隼恒	晴俊	美理	可奈	み知	光	さや	祥	
以上40名	香人	史織	綾也	潤	晃	侍翔	里緒	港奈	人太	奈介	彩緒	繪恵	子わ	加徳舞翼
裕次郎	久美子	眞文	修	健邦	晴茂	麻清	静文秀	和敏博	雅康正	牧正進	ひとみ	勝博	正	雅武

米山村		松本	藤平	野野	野新	中津種	高杉木木釜浦	伊青	児童名
本本		林川	田田	井田	田田	田田	崎橋本村	村沢	藤山
拓英		亜智	隆和	富伸	俊圭	有美	隆由哲	祐美	咲敏幸大
以上23名		慎也	史子	吉宏	也梢	明佑	太毅	二子	恵明惠輔涉
学喜		紀悦	明信	寿常	信順	邦和	豊隆	郁義	忠敏正政英
		弘之	弥美	隆強	敏一	久治	男子	茂一	志行司明一

## 本別地区

## 健康へのページ

## 冬場の健康管理

## ●高血圧・心臓病

## ◆高血圧・心臓病◆

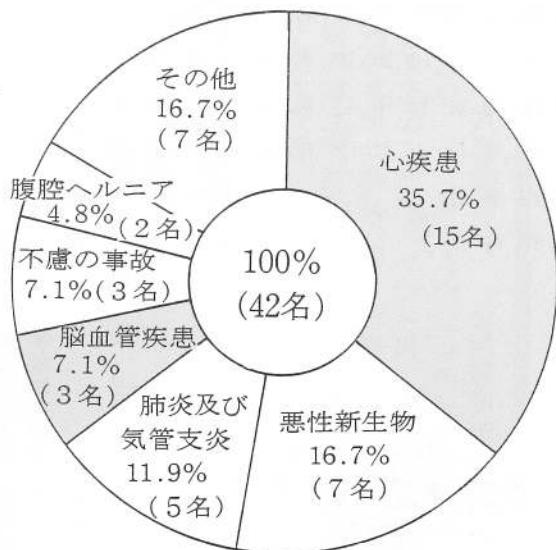
鹿部町では、高血圧の人・心臓病で死亡する人が増えています。

冬は家中と外の気温差が大きいので、血圧が変わりやすく血管に負担がかかって、血液循环も悪くなります。そのため、血液が固まりやすくなるので高血圧・心臓病の人にとっては要注意の季節です。日常生活では次のこと心がけ、脳卒中や心臓病の予防につとめましょう。

- \*定期的に血圧測定し、自分の健康状態を知る。
- \*通院中・服薬中の人は、定期的に病院受診する。
- \*寒さ対策として帽子をかぶったり、外やトイレへ行くときは1枚多く着る。また、トイレは暖めておくのが望ましい。
- \*お風呂に入るときは、脱衣場・洗い場をあたためておき、手先・足先から徐々に湯をかけ、心臓にむけて洗う。
- \*ごはん・甘い物・アルコール・肉のあぶらみをとりすぎないようにする。(太りすぎに注意!) タバコも控え目にする。
- \*家中で軽い運動をし、睡眠を十分にとる。
- \*適度な水分摂取で、固まりやすくなっている血液をうすめる。(冷たい水は刺激になることもあるのでお茶などが良い)

## 心臓病は鹿部町の死亡原因のトップ

## 《予防策を考えよう》



(鹿部町における昭和63年度死因順位)



酒・タバコは控めに



定期的に血圧測定を



服薬中の人は定期的に病院受診を

## ◎こんな症状には要注意!

- 《脳卒中》
- ・手足がしびれる
  - ・頭が痛い、頭が重い
  - ・目がかすむ、チカチカする
  - ・肩こりがある
  - ・めまい、立ちくらみがある
  - ・よく眠れない
  - ・思うように話せない

- 《心臓病》
- ・心臓の鼓動に乱れがある
  - ・ちょっと動いただけで動悸、息切れがする
  - ・夜、息苦しくて目覚める
  - ・おしつこの量が少ない
  - ・足がむくむ

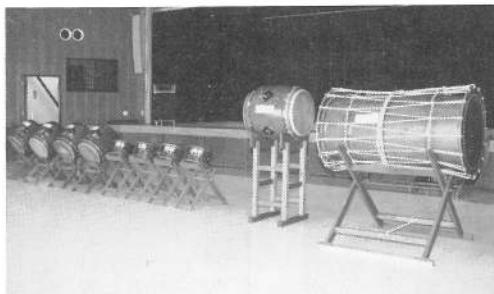


## 練習に励む保存会の会員

# 鹿部郷土芸能の発展を目指す!!

## 太鼓もそろい練習に熱がはいる 『鹿部太鼓保存会』

○コミュニティ助成（宝くじ事業）と鹿部町ふるさと創生事業で整備



#### 整備された鹿部太鼓



## 1.9 尺太鼓

町では、鹿部町の郷土芸能推進を目指して、鹿部太鼓の創設に取り組み、昨年九月末に鹿部太鼓保存会を結成し準備を進めてまいりました。

保存会では昨年より町内会などから太鼓を借りて練習に励んでおりましたが、一月に入り、宝くじの普及広報事業として行なわれている、コミユニティ事業の助成と、鹿部町ふるさと創生事業の助成を受け太鼓を購入いたしました。

町教育委員会主催による第  
七回書き初め席書大会が、一  
月九日に鹿部中央公民館にお  
いて行われました。

当日は三十五名の小中学生  
が参加し、力強い筆遣いで与  
えられた課題や字に真剣に取  
り組んでいました。

町教育委員会主催による第七回書き初め席書大会が、一月九日に鹿部中央公民館において行われました。

▽町長賞 中谷恵子(中2)  
▽教育長賞 根本紘子(小4)  
▽文化協会長賞 高橋和政(小3)  
▽北海道新聞社賞 高橋慶子(小6)  
▽元気で賞 川村亮平(小4)  
▽元気で賞 松川敦子(小5)

入賞者は次のとおりです。

中 中 小 小 小 小 小 小  
二 一 六 五 四 三 二 一  
春 幸 新 強 元 明 日 は  
山 福 年 い 気 る の つ  
草 な 計 信 な い ま ゆ  
木 生 画 念 声 心 る め  
新 活

第七回

## 書き初め席書大会%

1/9



▽銅賞

工藤陽子(小3) 樋口有樹(小4) 長根山利彦(小4)  
 滝野吉郎(小4) 杉目裕史(小4) 杉目貴史(小5) 洪川久美子(小5)  
 小山泰範(小6) 伊藤敦子(小5)

▽金賞  
長根山靖子(小1) 小嶋樹瑠(小3)  
永沢あゆ(小3) 高橋昌子(小4)  
根本真記(小5) 柳沢義教(小6)  
酒井由香(中2)

## お知らせ



## ご寄附のお礼

鹿部愛馬会から三万円のご寄附が町社会福祉協議会へありました。

本会では、ご芳志通り有効に使わせていただきます。

## 所得税や消費税の申告の時期となりました

## 申告と納税期間

- 所得税—2月16日～3月15日まで
- 消費税—1月1日～4月2日まで

上記のとおりです。期限間近になりますと税務署は大変混雑しますので、できるだけ早めに済ませてください。

## 所得税

(正しい申告を)

所得税は、自分の所得の状況を最もよく知っている納稅者が、自ら税法に従つて自分の所得と、税額を正しく計算して申告し、納稅するという申告制度を採用しています。

昨年一年間の所得と税額を正しく計算し、お早めに申告と納稅を行つてください。

## 消費税

(確定申告の必要な方)  
①昭和六十二年中の課税売上高が三千万円を超える個人事業者

(注)昭和六十二年中の課税売上高の計算が困難な場合には平成元年一月と二月の課税売上高の合計額を六倍した金額を、昭和六十二年中の課税売上高と

することができます。

所得税や消費税（個人事業者の方）の申告の時期となりました。申告と納税の期間は

（申告書は二種類あります）

昭和六十二年中の課税売上高が五億円以下の個人事業者で、簡易課税制度を選択している方は「簡易課税用」を、その他の個人事業者の方は「一般用」をご使用ください。

この度、時代の変化に応じて道をどう進化させていくべきかという観点から「未来の道」について、一般の方々から夢やアイディアを募り「道づくり」の考え方をまとめる目的で「夢ロード21」委員会が設立されました。

あなたが考える「未来の道」を募集しますので、未来の道に託す夢やアイディアなど、自由にご応募ください。

## 『夢ロード21』夢&アイディアを募集します

きつと素敵な道と逢える

## 振替納税制度

所得税・消費税の納税の方に、振替納税の制度があります。

この制度を利用すれば、銀行などの預貯金口座から振替によって納稅することができますから、納稅のための手数が少なくて済み、また、うつかり納期限を忘れ滞納してしまうこともなくなり大変便利です。

振替納税のご利用をお勧めします。

- 確定申告書
- 「論文」または「絵、イラスト」でご応募ください。
- 「論文」で応募する場合には、イメージを伝える簡単なイラスト、図表を添付してもかまいません。
- 「絵、イラスト」で応募する場合には、原稿用紙（B4サイズ）1枚程度で簡単な説明を添付してください。（絵はB2又はB3）
- 住所、氏名、年令、電話番号を明記し、作品に添付して送付ください。
- 応募作品は未発表のものに限ります。

〒〇六〇 札幌市北区北八条西二 札幌第一合同庁舎  
北海道開発局「夢ロード21」事務局

〔締切〕  
5月10日(木)まで

# 年金改正法成立

## 年金額の引き上げは元年4月から

国民年金法の一部を改正する法律が、昨年の国会で成立しました。年金額は物価スライド分、財政再計算分もあわせて、平成元年4月にさかのぼって改定されます。

### 改 正 内 容

#### 1. 年金額の改善

(単位：円)

項目	昭和63年度 年金額(月額)	平成元年度 年金額(月額)
老齢基礎年金	627,200 (52,267)	666,000 (55,500)
障害基礎年金 (1級)	784,000 (65,333)	832,500 (69,375)
障害基礎年金 (2級)	627,200 (52,267)	666,000 (55,500)
遺族基礎年金 (子1人)	815,300 (67,942)	858,000 (71,500)
5年年金	331,800 (27,650)	344,400 (28,700)
10年年金	389,800 (32,483)	404,600 (33,717)
23年年金 (23年加入者)	586,400 (48,867)	608,500 (50,708)
老齢福祉年金 収入600万円未満	330,000 (27,500)	340,800 (28,400)
収入600万円以上 876万円未満	289,800 (24,150)	293,400 (24,450)

(1)年金額の改定による差額は、平成2年2月に支払われます。

なお、老齢福祉年金については、差額支払いのため「特別証書」が2月に交付されます。

(2)年金額の改定と差額の支払いにかかる受給者への通知は、2月分の支払（振込）通知にあわせて行われます。

#### 2. 年金の支払回数

平成2年2月から、老齢福祉年金を除き全ての年金の支払いが、2月・4月・6月・8月・10月・12月の年6回払いとなります。

#### 3. 物価スライド

年金額の完全自動物価スライド制が導入され、毎年4月から実施されます。

#### 4. 保険料

平成2年4月から、国民年金保険料が月額8,400円になります、以降平成6年度まで毎年400円ずつ引き上げられます。

#### 5. その他の改正

20歳以上の学生の国民年金第1号被保険者としての適用及び自営業等の方の上乗せ年金のための地域型国民年金基金の創設が平成3年4月から行われます。



# 公職選挙法が改正され、政治家の寄附は罰則をもって禁止されました

金のかからない  
政治・選挙のために寄附禁止のルールを守りましょう。

祭りの寄附



葬式の花輪や香典



※1、2、4および5によつて処罰されますと公民権停止の対象となります。

第一百六回国会で、「公職選挙法」の一部が改正され、十一月十九日に公布されました。今回の改正の大きなポイントは、金のかからない政治の実現と選挙の公正の確保に資するため、寄附の禁止規定などが強化されたことです。この改正は、平成二年一月一日から実施されます。

1 政治家（候補者、候補者となる者）および現に公職にある者は、寄附をすると処罰されます。

政治家が選挙区内にある者に対する寄附すること（政党や親族に対するものおよび政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます。）は、いかなる名義をもつてするものであつても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

- ①政治家本人が自ら出席する結婚披露宴での祝儀。
- ②政治家本人が自ら出席する葬式や通夜での香典。

①や②であつても、選挙に関する場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は、政治家以外の人が、政治家名義の寄附をすることが禁じられます。

※政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食事料の提供は禁止され、罰則の対象となります。

5 後援会が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。

後援団体（いわゆる後援会）が、花輪、供花、香典、祝儀そのほかこれらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期のいかんを問わず、処罰されます。

2 有権者が、威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めるときと処罰されます。

政治家に対し、寄附を出すよう勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫してあるときは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。

政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威迫して求めるときと処罰されます。

3 政治家は、年賀状などのあいさつ状を出すこととが禁じられます。

政治家は、選挙区内にある者に対するあいさつ状（電報なども含まれます。）を出すことを除き、年賀状、暑中見舞とは禁止されます。

4 政治家や後援会が、有料のあいさつ広告を出すと処罰されます。

政治家や後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞雑誌（テレビ、ラジオなどにより、有料の広告（いわゆる名刺広告など）を出すと処罰されます。

されます。

なお、政治家や後援団体に対するあいさつを目的とする有料の広告を求めることが禁止されています。威迫して求めるときと処罰されます。



パート・内職をする皆さんへ

## 収入

### 百万円まで非課税に

パートタイマーや内職をしている人の所得税の非課税限度額が、九十二万円から百万円に引き上げられました。これは、昨年十一月に国会で法案が可決成立。一月にさかのぼって適用されます。

この結果、年間の給与や内職などによる収入が百万円までの人は、所得税がかからないことになります。夫の所得税負担も多少は軽減されるわけです。

#### 最低控除額を 六十五万円に引き上げ

今回の改正では、まず、給与所得控除の最低控除額が従来の五十七万円から六十五万円に引き上げられました。同時に、内職所得者の場合も、その所得区分が事業所得または雑所得となるものも同じ減税が

受けられるよう、特例の手直しが行われました。その結果、家内労働者などの事業所得または雑所得にかかる必要経費の最低保証額も、これまでの五十七万円から六十五万円に引き上げられました。

#### 百三十五万円未満なら 配偶者特別控除の適用も

また、年間の配偶者の給与や内職などによる収入金額が、百二十七万円未満の場合に配偶者特別控除の適用がありました。これが百三十五万円未満に引き上げられました。

具体的には、給与および内職などによる収入が、百万円未満(改正前九十二万円未満)であれば、配偶者控除と配偶者特別控除の適用を受けることができます。また、給与および内職などによる収入が百万円を超えても、百三十五万円未満であれば、配偶者特別控除の適用を受けら

## 贈与税の申告と納税は早めにしましょう

2月1日から3月15日まで



平成元年分の贈与税の申告は、2月1日から始まります。3月に入ってしまうと税務署の窓口は、大変混雑します。忘れずに、早めに申告と納税をお願いします。

贈与税の課税の対象となるのは、個人から贈与を受けた現金、土地、宝石などの経済的価値のあるすべてのものです。

なお、平成元年分とは、昭和64年1月1日から平成元年12月31日までをいいます。

ご存知ですか

## 国民健康保険制度(3)

—保険税は国保を支える大きな柱です—

必らず納期内に納入しましょう！



## 大切な保険税

国保に加入すると世帯主が保険税を納めなければなりません。この保険税と国からの補助金が国保の財源となり、みなさんが病気やケガをしたときの医療費や助産費、葬祭費などの給付の費用に充てられます。このように保険税は国保の運営を支える貴重な財源です。期日内に、必ず納めましょう。

保険税の決め方



保険税は、その年に予測される医療費などから、国の補助金、被保険者の負担分を除いた分を保険税として各世帯に割り当てますが、相互扶助というたてまえから、公平に負担するため、ノ方法で決

## 保険税を滞納すると

以上の四つを組み合わせて  
税を決定します。

#### ④資産割額

③平等割額

(2) 均等割額 各世帯の被保険者数に応じて一人当たりいくらと

められます。

中高寺高工長浦吉平大 居本澤野藤川 野澤 智宗あ公希翔美千葉梨 理香之大か次美太幸尋惠		氏名	世帯と人口		世帯と人口	
父	住所		平成2年1月31日現在 ( )は前月比です。		戸籍の窓	戸籍の窓
弘勝要陸行	照浩一	利悟樹	宣仁治	1,431世帯 (-1) 男 2,540人 (+1) 女 2,550人 (+3) 計 5,090人 (+4)	1月	1月
鹿本別部	本別部	本別部	鹿宮浜	1,432世帯 (+8) 男 2,539人 (+1) 女 2,547人 (+17) 計 5,086人 (+18)		12月

農地の無断転用は処罰されます！転用届けは農業委員会へ申請しましょう。

畠地に住宅や倉庫を建てたり、海産干場、盛土造成などに転用する場合、又は地目変更をしようとするとときは、事前に農業委員会の許可（又は北海道知事）が必要です。

知事の許可となるものは鹿部町農業委員会での決定後に、道に進達されることとなり、相当の日数がかかりますので、申請は早めにするようになります。

農業委員会事務局までお問い合わせください。

氏	名	享年	住所
佐藤甚太郎	八二歳	大岩宮浜	本別鹿部
松本一郎	六五歳	大岩宮浜	六四歳六九歳
熊川トミ	七六歳	大岩宮浜	本別鹿部
松本豊春	五四歳	大岩宮浜	六四歳六九歳
小田桐義文	治太郎	大岩宮浜	本別鹿部
田	村	佐藤甚太郎	八二歳